

神奈川県厚木児童相談所の第三者評価
報告書

(令和7年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で神奈川県厚木児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	6
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	11
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	13
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	15
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	17
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	19
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	21
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	23

総評

(2025年11月5日(水)～6日(木) 実地調査実施分)

【はじめに】

神奈川県厚木児童相談所の最大の特徴は、一人ひとりの職員が子どもの権利擁護と、安全・安心に向けた熱意をもって、相談援助業務に取り組んでおられることにあります。また大規模な組織にもかかわらず、他課や他職種の職員との協働がなされ、一体となった組織運営がなされています。このような組織が維持され、ますます発展されるよう、次の事項について一層検討されることを期待します。

【優れている点】

○組織体制に支えられた専門性と丁寧な支援実施

児童虐待等の複雑・深刻なケースに対して、丁寧なソーシャルワークが行われています。これは福祉職採用によるジョブローテーションが適切に機能し、福祉領域での様々な経験が、こども家庭福祉の援助実践に役立っていると考えます。またスーパーバイザー（以下、「SV」とする）、SV補佐、メンター等の組織的配置により、若手職員が躊躇うことなく相談でき、自らの意見を述べるなどの心理的安全性も確保されています。そして基礎から高度の専門性を習得するための研修体制も整えられています。

○寄り添いを重視した質の高いソーシャルワーク

子どもの状況や保護者の背景を的確に理解し、里親委託や施設入所等の措置に向けて取り組まれています。そのために保護者と向き合い、時間をかけて同意を得られるよう、粘り強いソーシャルワークが実践されています。また一時保護委託や施設入所の措置解除にあたっては、子どもや保護者の意向を踏まえた判断のために、親子支援チームを中心とした面接相談が繰り返され、当事者参加の「合同ミーティング」が開催されています。このような寄り添い型支援は高く評価される実践です。

○児童相談所と市町村との連携

子育てに不安や困難を抱える家庭や、施設等退所児童とその家族への支援に向けて、こども家庭センターが地域サービスや社会資源等を組み入れたサポートプランを作成し、それに基づく支援をスタートされています。これらの市町村での身近な支援に対して、児童相談所は個々のケースのリスク判断や援助指針について市町村に対して広域自治体としての役割を發揮し、連携の上、専門性の強化を図ってこられました。

○児童相談所の更なる専門性の向上

精神科医の関与や性的問題に関連するケース、措置に関する審査請求や処分取り消し等への対

応、および親子関係再構築支援など専門性を必要としているケースについて、現在、医師や弁護士の一定時間の対応がなされています。

【改善が必要な点】

○持続可能な組織運営のための人材育成

児童福祉司や児童心理司の配置が法定数に充たないことや、一部職員の時間外勤務の常態化、中堅職員が少なく若手が多い年齢構成等によってSVが直接サポートするケースが増加していることなど、その業務負担が増大しています。このような状況が続けば、現在、実践されている丁寧な相談援助活動の維持が危ぶまれます。次世代のSV育成や職員のキャリアプラン等を含んだ人材育成、将来を見据えた人事体制の整備について、関係部局とともに検討されることを期待します。

○子どもの利益を最優先した法的手続きの活用

親権者への丁寧な説明と同意を得る対応がなされる一方で、そのために多くの時間を要する場合があります。積極的に児童福祉審議会や弁護士相談等を活用し、以下の法的対応を検討することなども効果的と考えます。

- ・ 児童福祉法第 28 条による施設入所等や、親権制限への申し立て
- ・ 未成年後見人の選任や、特別養子縁組における適格性の審判への申し立て
- ・ 面会通信等の制限

○児童相談所と市町村との連携強化

市町村は、お互いの関係性を維持しながら更なる向上を図るため、ケース情報やアセスメントの共有、支援方針の一致や役割分担についての協議などの機会を求めています。これらを実現していくためには、市町村と児童相談所がこれまで以上に一体的に機能する必要があります。そのためには児童相談所のコーディネート機能の充実と、市町村の子育て支援体制の整備へ向けた県担当部署を交えた取り組みが考えられます。

○児童相談所の更なる専門性の向上

今後は相談の背景要因の多様化や複雑化により、専門性を要する対応の重要性が高まっていることから、地域の医療機関や関係団体との連携強化、医師や弁護士等の専門的職員の常勤配置、県児童福祉審議会への積極的な意見聴取などについてさらなる検討が望まれます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所への福祉職転入者は前職場の施設等での経験を活かして、また新規採用者は若々しい新鮮な視点をもって、個々の相談援助に熱心に取り組まれています。それらの職員の取り組みの維持・向上は、ソーシャルワークの困難さを一人で抱え込ませないSV等の指導・支援によるところが大きいように思います。何よりも児童相談所新人ワーカーから「(SVに)遠慮することなく尋ねることができ、また声かけしてもらうなど、SVに恵まれている」との発言があるように、両者の良好な人間関係が築かれています。 ● 児童相談所業務は感情労働の側面も大きいことから、職員の心身の負担が著しくストレスが蓄積しやすい業務です。職員各自はメンタルヘルスへのセルフケア等の健康管理に十分に留意する必要があります。またワークライフバランスの観点からも計画的な休暇取得も考慮していただきたいと思います。
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ● 前述の通り内部SV体制が機能している一方で、児童福祉司や児童心理司の法定人数が充足していない状況や、中堅職員の少なさから、SVおよびSV補佐の業務負担が大きくなっている実態も見受けられます。今後、内部SVの役割と機能を維持・強化していくためにも、外部専門家によるSV的支援を補完的に活用するなど、負担軽減に向けた方策について検討することも考えられます。 ● 児童相談所の組織内ネットワーク（以下、「児童相談システム」とする）の構築・運用により、すべての職員がケース概要や各種診断、一時保護の状況などにアクセスできるようになっています。これらの児童相談システムによって、ケースの進行管理、総合診断や援助指針の検討・判断にとって重要な情報の共有や業務の効率化が図られています。特に援助方針会議については、会議室での臨席だけではなく事務所内の自身のデスクからもWeb会議システムで参加することができ、業務多忙を考慮し、効率的な会議運営がされています。 ● 職員の多くが自らの職場を「上司と相談しやすく、所内の他課・班を超えて協力できている」とコメントしており、庁舎の新しさと相まって、職場環境の明るさや良好な雰囲気につながっています。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 複雑、困難化する児童虐待相談等への対応には幅広い高度な専門性を要します。そのために3種（法定、階層・職種別、実務）に分けられた数多くの研修機会が提供されています。それらは司法面接を含む性的虐待や親子関係への支援などの専門的なテーマに設定され、外部講師を含めた講義、演習等の充実した内容です。さらに要保護児童対策地域協議会としての専門性を高めていくため、市町村のこども家庭センター等との合同研修も企画・検討され、管内市町村とともに組織としての専門性を高めていただくことを期待します。 ● 職員個人が業務を一人で抱え込むことや、精神的な不調を訴えたりする状況は一定程度回避できています。これは法定人員が充足していない中にも、SVや管理職員をはじめ職員各自がその職責を果たしていることによると考えられます。今後もこのような職員が一体となった組織の維持に努めていただきたいと思います。ただし、若い職員が多いため、SV等に業務負担が集中している状況も見受けられます。現行の体制を維持・強化していくためにも、業務分担や勤務体制（例：外部委託等）の見直しなどについて、新たな取り組みとして検討されることを期待します。
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉司や児童心理司の法定人数に対して少なからぬ欠員が認められ、両者を合せた充足率は7割程度となっています。また産休・育休による欠員に対する補充も課題となっています。児童相談所業務を維持していくためにも人員体制の早急な整備に取り組まれることを期待します。 ● 児童福祉施設への入所措置において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の援助指針と一致しないときなどについては、児童福祉審議会への意見聴取が行われています。しかし、これら以外にも児童福祉法28条による入所措置解除の客観性や専門性の判断を要する場合や、法律や医療という幅広い専門的な意見を求める場合には、児童福祉審議会への積極的な意見聴取が求められています。このようなことから、子どもの最善の利益の確保のために、所管部局課が中心となってより活用しやすい児童福祉審議会の体制整備が望まれます。 ● 「かながわ子ども・若者みらい計画」の重点施策である児童虐待対策や社会的養護の推進において、こども家庭センター整備や里親支援センタ

	<p>一の設置等があげられています。これらの市町村等の様々な機関と児童相談所との役割分担や、連携の在り方について検討を深めて、有機的なネットワークの構築を一層進められるよう望みます。</p>
<p>国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の未然防止や施設退所後の在宅指導については、身近な市町村の役割がますます重要になります。その担い手である「こども家庭センター」の体制強化のために、こども家庭ソーシャルワーカー等の専門職の配置促進などへの一層の支援を望みます。 ● 一時保護児の社会参加や安定した生活を早期に提供するためには、速やかな施設入所等が必要です。しかし一部には一時保護の長期化もあり、その要因として里親や児童養護施設等の受入れの困難な状況が指摘されています。これらの実態への調査研究と、それに基づく改善への取り組みを要望します。 ● こども家庭福祉における心理臨床は医療や教育とは異なった専門性を要し、また若手職員が増えている実状があります。このようなことから、児童福祉司 SV と同等な児童心理司 SV の配置基準設定や、児童福祉司と同じような系統的研修体制（任用前、任用後、SV 研修等）の提供も必要と考えます。

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

・児童相談所がかかわる子どもの多くは、自身にどのような権利が保障されているかを知らされる機会がなく、その権利が侵害されていても分からないままであることが多いようです。まず、子どもが権利を知ることが自身を守り、権利を行使することに繋がります。現在、厚木児相では「子どもの権利ノート」や、意見表明支援のための「チームはなそう」「チームあどぼ」などの多くの種類のリーフレットが用意されています。それらは単に手渡すだけではなく、担当の児童福祉司とのやり取りの中で子どもと共に書き込むなど、子どもの権利について情報が提供され、理解をうながし、それらの定着にむけての工夫がなされています。

・子どもの権利ノートは、施設入所、里親委託のバージョンで年齢に応じて4種類作成されています。また一時保護児については、「一時保護所のしおり」が用意されています。子どもアンケートでも、権利ノートを持っていると答えた子どものほとんどが、その内容について説明を受けたと答えています。このようなことは、子どもの権利保障に向けた取り組みの一定の成果と言えます。

・意見聴取等措置については、チェックリストを作成し、取り組んでおられました。援助方針会議でも子どもの意向や意見を報告する場面も多くみられ、子どもの意見を考慮し方針を決定していこうという姿勢が見られました。

・一時保護所の個室の窓がすりガラスになっており、子どものプライバシーを配慮した設計になっています。

【改善が必要な点】

・施設や里親宅で暮らす子どもにとって、権利ノートは、安心・安全に生活するための基本となるものです。しかしながら、措置児童の3～4割は「持っていない」「わからない」と答えています。そこで、少なくとも年に1回は権利ノートを用いて、子どもの権利について改めて説明することや、施設職員やアドボケート等とともに、「子どもの権利ノート」等を教材とした子どもが自身の権利を理解し、安心して生活し意見を伝えるための支援（人権学習）を実施してはいかがでしょうか。

・意見聴取措置のチェックリストが、一時保護時のバージョンしか作成されていませんでした。一時

保護時以外も作成中で、それらの場合は記録には記載しているとのことでしたが、意見聴取措置が施行されて1年半以上が経過しています。チェックリストは法律上必須ではありませんが、スムーズな業務遂行のためにもそうしたツールの充実を期待します。

・現行の意見聴取措置チェックリストには聴取結果のみが記載される形となっています。子どもの意見表明権を保障するためには、子どもの置かれている現状や家族のこと、今後の見通し等を子どもの能力、年齢に応じて説明し、それを聴いて子どもが発する意見を受け止め、検討した結果をフィードバックする一連の過程が重要です。また、言語のみならず、表情や態度、行動など言語によらない子どものあらゆる反応や表現も意見表明と捉える必要があります。そのため、意見聴取の面接時の子どもの様子等も、何らかの形で記録に残されることが大切です。子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益となる方針を決定していただくと、今以上に子どもの意見表明権の保障に資すると考えます。子どもの意見聴取等措置は聴く機会を作ることが目的ではないこと、また意見聴取の意義について職員全体で共通認識を持ち取り組まれることを期待します。

・一時保護所が満床に近い状態が続いているようであり、一時保護が必要な子どもが必要な時に保護できるよう一層の工夫が求められます（委託一時保護含め）。また、重大非行事案などの対応を想定した体制整備について取り組まれることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

・ 複雑・困難ケースに対応するための専門性向上に向けた取組みが着実に進められています。最新の支援アプローチに関する研修が体系的に提供され、新任職員が早期から基礎的知識を身につけられ、知的障がい児支援、法医学、外国ルーツ支援など専門研修も充実しています。さらに、SV、SV 補佐、メンターなど多層的な指導者が配置され、職員が遠慮や躊躇することなく相談できる環境が整っている点は評価できます。加えて、経験者を含む福祉職採用により、若手の育成環境が強化され、心理的安全性の高い職場づくりが組織的に進められています。

・ 援助方針会議では受理段階から措置後の経過まで多角的に議論が行われ、支援方針の一貫性と質が確保されていました。弁護士、派遣警察官といった多職種が参加し、複合的な視点から判断できる体制が確立している点も優れています。加えて、Web 会議システムや児童相談システムの活用によって、記録管理の効率化、ペーパーレス化、執務席からの会議参加など、業務能率の向上が図られました。

・ 子ども及び保護者を交えた合同ミーティングの実施など、当事者参画の理念が現場に定着している点も評価できます。若手職員が増える中でも、風通しの良い職場文化が保たれていることは、離職防止や長期的な人材育成にも寄与しています。これらの取組みは、児童相談所の専門性と支援力を総合的に高める良好な基盤となっています。

【改善が必要な点】

・ 児童福祉司および児童心理司の法定人数に対する充足率がそれぞれ約 76%、59%に留まっており、慢性的な人員不足が続いています。その結果、中堅職員や SV に業務負担が集中し、時間外勤務が常態化している現状は、支援の質の低下や離職リスクにもつながる深刻な課題として捉える必要があります。特に SV は経験の浅い職員の支援と多種業務を並行せざるを得ず、持続可能性の面で限界が見られます。産休・育休など予め欠員が増加することを想定し、ワークライフバランスを意識した組織の在り方検討を進めていくことが求められます。これらに対する戦略として、児童相談所所管部局課と連携した中長期的な採用計画の策定や、児童相談所 OB の活用を含む SV 支援策を提案いたします。

・ 児童心理司の指導・研修体制やキャリア基準が必ずしも明確でないため、児童福祉司と比較して育成の仕組みが相対的に弱いように見受けられます。全職種に共通するコンピテンシーを設定し、専門

性の均質化とキャリア形成の道筋を明確にすることが期待されます。

・児童相談所運営指針において、緊急受理会議は、子どもの生命・身体に重大な危険が及ぶおそれがある場合や、一時保護等の緊急措置の要否判断を要する場合など、迅速な組織的判断が求められる事案について開催するものと位置づけられています。一方で、開催基準の詳細については各児童相談所に委ねられていることから、提出ケースの判断基準の客観性を担保するために運用ルール明確化の検討を提案します。あわせて、児童福祉司と児童心理司等とのチームアプローチを意識した対応を一層進められることを期待しています

・総じて研修体系は充実していますが、業務手順やアセスメントツールの見直しが定期的に行われていない点は改善の余地があります。また、今後は、トラウマインフォームドケアや職員のセルフケアに関する研修を導入し、精神的負荷の高い業務に対応した体制を強化する必要があります。なお、人事異動やさらなる増員により将来的に組織力が変動する可能性があるため、5～10年先を見据えたSV育成計画とキャリアパス設計を早急に進めることが求められます。前述のとおりワークライフバランス確保を前提とした組織運営への移行が重要です。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

- ・（緊急）受理会議の進め方については前述のとおり検討すべき点もありますが、所長等幹部が参加し、指示・介入の在り方について組織的に検討されている点は評価できます。
- ・援助方針会議には、所長、課長、SVに加え担当職員、一時保護所の職員などが参加し、事例によっては弁護士、派遣警察官なども加わっています。多職種による多角的な視点で、進行管理、終結や指導閉止などの途中経過も含め柔軟な運営が行われていることは高く評価できます。また、業務の都合上会議室に出席できない職員もリモートで参加できる体制があり、全国的にも参考となるモデル的な取り組みであると考えます。
- ・合同ミーティングという話し合いの場が、当事者である保護者（場合により子どもも）も参加する形で、担当者やSV、親子支援チーム等の職員が出席して開催されています。家族再統合の視点からも当事者参加の観点からも、必要なケースで実施されていることは秀逸であると考えます。
- ・ケース移管に関しても、ケースのアセスメント・背景を踏まえた上で移管先児相との情報共有がなされており、移管を受ける場合にも移管元との共通認識を図ろうとする取り組みは評価できます。

【改善が必要な点】

- ・職権保護の考え方、統計上のカウントの仕方については、現在見直しを行っているとのことですが、一時保護の司法審査制度が導入され、保護者等に対し、一時保護の理由（一時保護の必要性である府令該当性及び一時保護の必要性）など丁寧に説明するように令和7年10月のこども家庭庁局長通知でも示されており、通知に沿った対応の改善を進めることを提案します。また、面会通信制限についても、同通知に沿って、行政指導又は行政処分としておこなわれることが想定されますが、どちらの位置づけでおこなうかについても、個別ケースの状況を精査し対応することが求められ、適正・適法な手続きについてさらなる検討が望まれます。
- ・援助方針会議では、経過報告、援助方針検討、指導の開始・閉止など多岐にわたる様々な検討が行われていました。虐待対応件数の増加と、それに伴う組織が大きくなる経過の中で、管理、教育、支持の3機能に整理してどのレベルで、どのような参加メンバーで各種の会議を開催するかについて、改めて整理・検討する時期にきているのではないかと考えます。
- ・粘り強く相談援助活動を進めることが非常に大切であることはもちろんですが、児童福祉法28条、親権停止、特別養子縁組の第1段階（適格性の審判）の児相長申し立てなど、家庭裁判所機能をソーシャルワークの展開のツールとして意識し、リーガルソーシャルワークの展開を積極的に取り入れる

時期ではないかと考えます。

・児童虐待相談をはじめ、非行や性格行動等の相談においても、事例の把握にあたっては、単一の視点にとどまらず、子どもや家庭が抱えるリスクや支援ニーズ、支援の限界設定（リミット）について、複数の視点から総合的に整理・評価していくことが、これまで以上に求められています。保護者（交際相手も含む）の調査・アセスメントに加え一時保護解除後の支援・指導においても、要保護児童対策地域協議会を含む市町村との連携が欠かせません。また、設置されたばかりではありますが、「こども家庭センター」との連携や、サポートプランとの連動も視野に、市町村支援担当福祉司の役割の検討も含め、所管部局課も交えた戦略的な検討を望みます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	S
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	B
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	S
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

・家庭養育優先の理念に基づく取組みが着実に進展しており、特に里親委託率は令和4年度68.8%、令和5年度54.5%と非常に高い水準にあります。また、里親支援において、保護者・里親・子どもの三者に寄り添った調整を実践しており、関係性を重視した支援が根付いています。

・親子支援チームが措置児の家庭復帰に向け、保護者支援を組織的に行っている点も評価できます。保護者の生育歴やパーソナリティを丁寧に把握したうえで支援方針を組み立て、関係機関との見立てが異なる場合でも粘り強く説明を行い、在宅復帰につなげた実践は、ケースマネジメント力の高さを示すものです。加えて、一時保護中の子どもについても、再統合や次の措置先を見据えた再アセスメントが行われており、親子関係の修復や子どもの生活安定に向けた努力が継続されています。

【改善が必要な点】

・施設入所を要する児童が多く、受け入れが困難な施設状況がある中、一時保護が長期化する場合もあります。子どもの権利保障と、その利益を最優先とした法的手続きを適時、行使することについて、県児童福祉審議会へ意見照会したり、職員間の一層の共通理解を図るなど模索し検討することも望まれます。また必要に応じて面会通信制限（行政処分）もご検討ください。

・里親委託率の高さは、一方で里親不調への対応、中途養育者への多職種・多機関連携の必要性が高まっていることを示しています。現状の里親担当2名体制では、委託後の児童支援と里親サポートを十分に担うことに限界があると考えられ、里親アンケートでも厳しい意見が寄せられています。登録里親数も人口規模から見ると十分とは言えず、リクルート・養成・支援の強化が必要です。フォスタリング機関が県内に1つしかない状況も踏まえ、里親支援センターの機能強化や外部委託の活用など、官民連携による支援体制の再構築が求められます。

・児童養護施設等では年齢構成や性別により受け入れ困難な状況が生じており、これが一時保護長期化の構造的要因の一つともなっています。社会的養育推進計画後期を踏まえた社会資源整備と併せて出口戦略を明確にした取組みが求められます。

・自立支援計画における子どもや里親の参画については、十分図られていないことが所内会議において共有されているとのことでしたが、各担当が日頃から意識して取り組むことにより改善されることを期待します。また、児童相談所職員と里親との懇談会等を開催して率直な意見交換の場を持つこと

も相互理解の促進と支援の質向上に資するものと思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等

【優れている点】

・厚木児童相談所の里親委託については、前章でも触れましたが、里親登録数に対する委託里親数が5割を超え、委託児童数も県全体の3割以上であるなど、非常に高い結果を示しています（令和5年度）。これは、現状ではアウトソーシングできる資源が少ない中、家庭養育原則に基づいて委託を進められた成果といえます。

・特別養子縁組、養子縁組の成立がゴールではないことから、縁組成立後であっても当分の間、支援を続けられていることは縁組家庭の安定と子どもの福祉向上につながる重要な取り組みであると評価できます。

【改善が必要な点】

・里親事業については、新規の里親開拓や委託可能な児童・里親の把握、および里親への具体的な養育支援など多岐にわたる丁寧な支援を要することから、児童相談所単独でそれらすべてを担うには一定の限界があります。しかしながら、県内にはフォスタリング機関が1か所のみであり、里親支援センターは未設置です。子どもの安定した生活や家庭養護の推進、また里親委託不調の解消のためにも、複数のフォスタリング機関や里親支援センターなどの資源開発を期待します。併せてそれらの機関と施設の里親支援専門員等を含めた県域全体の機能分担を検討し、家庭養護の更なる推進に向けた総合的な取り組みが望まれます。

・家庭復帰が困難な子どものパーマネンシー保障を、子どもの権利として意識した特別養子縁組を含む養子縁組は、子どもの安定的な成長・発達にとって重要な支援の1つです。実父母による監護が著しく困難、不適当な場合等には、必要に応じて児童福祉審議会や弁護士相談なども活用し、児童相談所長による特別養子適格性確認の審判の申立てへの検討など、法的支援の積極的な取り組みに期待します。

・養子縁組成立後には子どもの成長に伴って、その時々において様々な課題が生じる場合が少なくありません。例えば、子ども自身が自らの出自を知る権利をどのように保障し、具体的に親がどのように関わるかなどがあります。里親にあっては里親サロン等がありますが、特別養子縁組にも同様な交流の場を設けるなどの持続的な支援の仕組みについても検討してください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	B

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
家族に対して必要な支援が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

- ・ 家族への支援にあたっては、保護者への援助内容の説明と同意が基本となります。また子どもに対してはわかりやすい説明と、それに対する意見表明支援が必要です。このような支援の具体的なアプローチとして、子どもと保護者が参加する「合同ミーティング」が積極的に開催されていることは、高く評価できる実践といえます。
- ・ 管内に人口の約1割を外国籍住民が占めるという基礎自治体があり、それらの保護者への相談援助のために多言語のリーフレットが用意されていたり、翻訳機器や携帯アプリの利用によって、丁寧な説明と、意見等の聴き取りなどの工夫がされています。これらの取組みは多様化する地域社会の特色を踏まえた家族支援として評価できます。

【改善が必要な点】

- ・ 一時保護や施設入所の同意などにおいて、家族への粘り強いアプローチを行っていると感じられます。このような寄り添い型の支援と共に、介入型支援の有効性を踏まえた対応も望まれます。
- ・ 施設入所の判断において、子どもや保護者と児童相談所の主張が異なるときには児童福祉審議会に意見を求め、家庭裁判所に申し立てることなどは実施されています。しかし、それらの手続きについて、保護者に十分に説明されておらず、伝わっていないとの意見もあるようです。これらの説明資料の作成と、それらを活用した子どもと保護者への丁寧な説明方法について工夫も望まれます。
- ・ 児童虐待や非行などの相談において、子どもの権利擁護を最大限に尊重するにあたって、その援助指針の策定や方法を決めかねる場合も少なくありません。このような場合には、法律や医療などの幅広い専門的な意見を児童福祉審議会に求めるなどして、多角的・重層的な判断に基づいた援助指針の策定に一層取り組んでください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	B
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

・管内3市1町1村の要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議への参加は年間400件を超える状況にあり、個々のケースにおける児童相談所と市町村の情報共有が着実に進められています。また現役の派遣警察官が配置されており、警察との連携が円滑に行われている点も評価できます。

・対象となるケースは少ないものの、親権者と意見が対立する28条1項2項申し立てや、一時保護の延長については児童福祉審議会の意見を聴取している点は適切な手続きを踏まえた対応として評価できます。

【改善が必要な点】

・医療機関との連携が難しいところがあるように見受けました。医療機関による対応の差が生じることとは否定できませんが、多機関連携は、共通の理解や「共通言語」を持ち、相互の業務を理解することが重要です。医療機関（捜査機関も含む）と定期的なケース報告会議の開催や、合同での研修の開催など連携強化に向けた取り組みを検討されてはいかがでしょうか。

・子どもとその家族にとって身近な市町村からの支援は受け入れやすく、また子どもの安全確認等にも有効に機能します。これらの相談援助を担う市町村にとって、児童相談所との連絡調整や、支援・連携は不可欠です。しかしながら市町村はこれまで以上の個別具体的なケースの見立てや方針についての協議を望んでいます。また児童相談所との役割分担や連携方法についても「わからない」という意見も聞かれます。このような状況を踏まえ、各地域担当児童福祉司に加えて、市町村支援児童福祉司の配置によって一層の連携強化が図られることが望まれます。

・児童相談所と市町村の連携については、児相と市町村で共通のアセスメントツールを用いたり、児童相談所のケース進行管理の状況について、定期的な市町村への報告をルーチン化する等の取り組みを提案します。アセスメントツールの共通化は、当初は一致しないこともあると思いますが、件数を重ね協議したり、共に研修を受講することで、徐々にその隙間が埋まっていくのではないかと考えます。

・在宅指導における児童相談所と市町村間の連携については、指導委託や、送致などの行政的な手法

もあります。これらの連携方法を用いることによって、役割や責任の所在が明確になり、子どもの安全が確保されるとともに、両機関の職員同士の協働意識も高まります。

・市町村との情報共有、支援方針の役割分担について、市町村等へのアンケートでは課題が示されています。各市町村の力量や職員体制などによるところもあると推測しますが、リスク判断における共通アセスメントツールの活用や、支援方針のすり合わせを進めるなど、市町村の意見の一層の吸い上げが大切です。また各ケースに応じて、文書のやり取り等の行政的な手続きの活用も検討されることを望みます。

上記の提案のような取り組みの実施により、市町村の持つ在宅支援サービスの活用も含めた重層的な支援の仕組みが進められることを期待しています。特に一時保護や施設等からの家庭復帰を進める際に、児童相談所と市町村が方針をすり合わせることは不可欠です。市町村「こども家庭センター」の役割が明確化され、サポートプランの作成が進められています。中長期的には、令和4年度の法改正の趣旨を踏まえた、市町村支援のあり方、連携した地域での支援体制の構築に向けた戦略的な取り組みを進められることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B